

令和6年5月10日

環境経済委員会

産業廃棄物対策課

管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分
取消請求控訴事件について

1 第1審判決

周辺住民らが原告、浜松市が被告として提訴された取消訴訟が、令和6年2月29日静岡地方裁判所にて棄却された。

(令和6年3月13日報告済み、添付資料)

2 静岡地方裁判所への確認

控訴期限は3月14日となっていたことから、当課から静岡地方裁判所に対し控訴の有無について問い合わせたところ、3月9日付けにて原告らより控訴状が提出されており静岡地方裁判所から東京高等裁判所への文書送付の手続きを進めているとのことだった。

3 報道

3月15日の中日新聞にて住民側（原告）が控訴したとの記事が掲載された。

4 今後の対応

現状、控訴状は市まで到達していない。

文書到達次第内容を確認し、控訴答弁書作成等の必要な手続及び対応を進める。

令和2年（行ウ）第1号

管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求事件の判決について

1 訴訟の概要

浜松市が許可した産業廃棄物処理施設設置許可（管理型最終処分場）処分について、処分場の設置により周辺住民の生命、身体、財産等に重大な影響を生ずるおそれがあるとして、当該施設が存する奥山地区の住民25名が本件許可処分の取り消しを求めていたもの。

●原告 A氏他24名

●被告 浜松市 代表市長（担当窓口：産業廃棄物対策課）

●参加人 ㈱ミダック（行政訴訟法第22条第1項による参加）

<許可の概要> 設置者 株式会社ミダック《以下「事業者」》
設置場所 浜松市浜名区奥山1397番195 他35筆
許可の種類 管理型最終処分場（埋立面積 約10万㎡、埋立容量 約300万㎥）

<経過>

年月日	対応等
平成22年9月27日	紛争予防条例*手続き開始(事業者が事業計画書提出)
:	<説明会開催6回、意見書(住民)⇔見解書(事業者)>
平成28年8月10日	紛争予防条例 第7条第2項 あっせん開始
平成29年9月22日	紛争予防条例 第18条第1項 あっせん打ち切り
平成29年9月27日	産業廃棄物処理施設設置許可申請書提出(管理型最終処分場)
平成30年12月20日	産業廃棄物処理施設設置許可処分
令和2年1月16日	原告 : 静岡地方裁判所へ訴状提出
令和2年4月16日	被告(市): 訴えの却下、棄却を求める答弁書送付
:	
令和4年4月21日	第10回弁論準備手続(静岡地裁出廷)
:	準備書面(最終提出 令和5年7月18日) 原告: 第17準備書面(証拠書類 甲第213号証)まで提出 被告: 第8準備書面(証拠書類 乙第83号証)まで提出
令和5年10月12日	口頭弁論手続(静岡地裁出廷)
令和6年2月29日	判決言い渡し(静岡地裁出廷)

※浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例

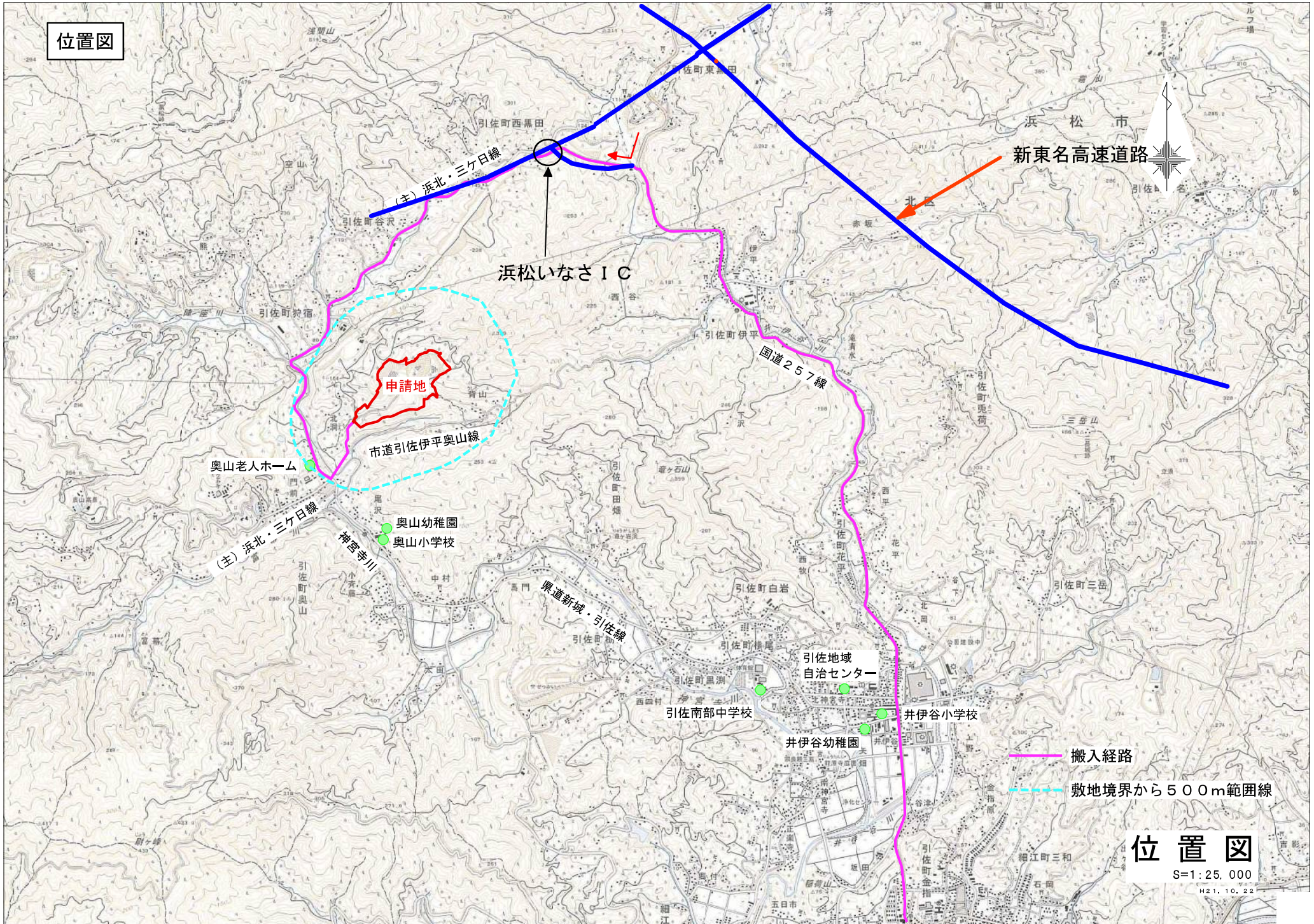
2 判決主文

- ①本件訴えのうち、原告25に関する部分を却下する。
- ②その余の原告らの請求をいずれも棄却する。
- ③訴訟費用は、原告らの負担とする。

3 今後の対応

事後の手続きを粛々と進める。

当該処分場については定期的な立入検査を実施する等、引き続き適正な維持管理について事業者を監視指導する。



位置図

位置図

S=1:25,000

H21.10.22

現況航空写真



(株)ミダック
管理型最終処分場

ミダック奥山の社
ミダックセンター

Google